

新	旧
<p>組織規程</p> <p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 部の設置等 (部、室及び事務室の設置)</p> <p>第 8 条及び第 9 条 (略)</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第 10 条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関する事 (2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関する事</p> <p>(3) 業務方針の策定等に関する事。</p> <p>(4) 規程等の審査に関する事。 (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。 (6) 広報に関する事。 (7) 管理運用法人のコンプライアンスに関する事。 (8) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>第 10 条の 2～第 11 条 (略)</p> <p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第 12 条 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>管理運用法人の資金管理（経理課の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関する事。</u></p>	<p>組織規程</p> <p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 部の設置等 (部、室及び事務室の設置)</p> <p>第 8 条及び第 9 条 (略)</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第 10 条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 管理運用法人の事業運営の基本事項に係る総合調整に関する事。 (2) 管理運用業務に係る総合的な企画、立案及び調整に関する事。 (3) <u>管理運用法人の資金管理（経理課の所掌に属するものを除く。）に係る企画、立案及び調整に関する事。</u> (4) 業務方針の策定等に関する事。 (5) <u>運用機関及び資産管理機関への資金配分等に関する事。</u> (6) <u>自家運用の資金管理及び資産管理に関する事。</u> (7) 規程等の審査に関する事。 (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。 (9) 広報に関する事。 (10) 管理運用法人のコンプライアンスに関する事。 (11) 前各号に掲げるもののほか、管理運用業務に関し、他部の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>第 10 条の 2～第 11 条 (略)</p> <p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第 12 条 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

新	旧
<p>(2) <u>寄託金の受入及び償還並びに国庫納付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>短期借入金に関すること。</u></p> <p>(4) 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関すること。</p> <p>(5) 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関すること。</p> <p>(6) 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。</p> <p>(7) 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関すること。</p> <p>(8) 運用機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関すること。</p> <p>(9) <u>運用機関及び資産管理機関への資金配分等（投資戦略部の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) 運用資産の移受管に関すること。</p> <p>(11) 外国税務に関すること。</p> <p>(12) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関すること。</p> <p>(14) 投資戦略部、市場運用部及びオルタナティブ投資室の内部管理事務のうち、理事長が別に定めるものを行うこと。</p>	<p>(1) 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関すること。</p> <p>(2) 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関すること。</p> <p>(3) 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。</p> <p>(4) 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関すること。</p> <p>(5) 運用機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関すること。</p> <p>(6) 運用資産の移受管に関すること。</p> <p>(7) 外国税務に関すること。</p> <p>(8) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関すること。</p> <p>(10) 投資戦略部、市場運用部及びオルタナティブ投資室の内部管理事務のうち、理事長が別に定めるものを行うこと。</p>
<p>第12条の2及び第12条の3 (略)</p>	<p>第12条の2及び第12条の3 (略)</p>
<p>(インハウス運用室の所掌事務)</p> <p>第13条 インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 自家運用及び余裕金の運用（オルタナティブ投資については、オルタナティブ投資室の取引執行指示に基づき、投資信託の購入及びそれに付随する為替取引の約定をする場合に限る。）に関すること。</p> <p>(2) 自家運用の運用方針の策定に関すること（オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</p> <p>(4) 自家運用の運用状況の測定に関すること。</p> <p>(5) 自家運用の貸付運用に関すること。</p> <p>(6) <u>自家運用の資金管理（運用管理部の所掌に属するものを除く。）及び資産管理に関すること。</u></p>	<p>(インハウス運用室の所掌事務)</p> <p>第13条 インハウス運用室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 自家運用及び余裕金の運用（オルタナティブ投資については、オルタナティブ投資室の取引執行指示に基づき、投資信託の購入及びそれに付随する為替取引の約定をする場合に限る。）に関すること。</p> <p>(2) 自家運用の運用方針の策定に関すること（オルタナティブ投資室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 自家運用の運用方針等に基づく事業実施の確認に関すること。</p> <p>(4) 自家運用の運用状況の測定に関すること。</p> <p>(5) 自家運用の貸付運用に関すること。</p>

新	旧
第14条～第15条 (略)	第14条～第15条 (略)
第5章 (略)	第5章 (略)

附 則（令和2. . 改正）

この改正は、令和2年3月1日から施行する。